

## 広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、児童虐待を未然に防止するとともに子どもを産み育てやすい体制の整備を図るため、支援を必要とする母子を産科医療機関等に宿泊又は通所させ、母体の保護、保健指導を行う広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業の実施主体等）

第2条 事業の実施主体は広島市とする。

- 2 市長は、本事業を利用する対象者、利用内容（利用日数、期間等）の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。
- 3 委託事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。
  - (1) 本事業に従事する保健師、助産師又は看護師を配置（宿泊型を実施する場合は、24時間1人以上の保健師、助産師又は看護師を配置できること、通所型を実施する場合は、助産師を常駐させること）し、母体ケア、乳児ケア、育児指導を行う体制が確保できること。
  - (2) 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
  - (3) 食事の提供ができること。
  - (4) 第4条に規定する内容を実施できること。
  - (5) 本事業の実施について、区地域支えあい課及び子ども未来局子ども青少年支援部と連携・調整を行うことができること。

### （対象者）

第3条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する産後1年未満の母親と乳児（自宅において養育が可能である者）で、産後ケアを必要とする者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除外するものとする。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
  - (2) 母親に入院加療の必要がある者
  - (3) 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）
- 2 前項のほか、流産や死産を経験して1年未満の者も対象者とする。ただし、その者が妊婦である場合を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長が特に必要と認める場合は、対象者とすることができる。

### （事業の内容）

第4条 本事業は、委託事業者が次に掲げる内容（以下「サービス」という。）を実施することとする。

- (1) 宿泊型  
母子を宿泊させ、母体ケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- (2) 通所型  
母子を日帰りで施設に通わせ、当施設において、母体ケア及び乳児のケアを実施するとと

もに、今後の育児に資する指導等を実施する。

- 2 前項各号に規定する母体ケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。なお、実施に当たっては、母子の個々の状況を踏まえた計画的な指導を行うこと。
  - (1) 母体の体力の回復への支援
  - (2) 母体管理及び生活面の指導
  - (3) 乳房管理
  - (4) 沐浴、授乳等の育児指導
  - (5) 乳児の世話、発育・発達のチェック
  - (6) 在宅における子育てや生活の仕方に関する相談及び指導
  - (7) その他必要とする育児指導

(利用日数)

第5条 本事業を利用することができる利用日数の上限は、第4条第1項各号のサービスごとに7日までとする。ただし、多胎児を出産した者については第4条第1号各号のサービスごとに14日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長が特に必要と認める場合は、利用日数の上限を14日までとすることができる。

(実施時間・休業日等)

第6条 宿泊型の実施時間及び休業日等について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間は0時から24時までを1日とする。
- (2) 入所時間は午前10時、退所時間は午後5時とする。その際、食事は1日当たり3食(入所日は1日当たり2食)提供することを原則とする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。
- (3) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

- 2 通所型の実施時間、実施日、休業日等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間は、通所型(1日利用)は、原則として午前10時から午後5時まで、通所型(短時間利用)は、原則として午前10時から午後5時までの間で3時間程度とする。その際、通所型(1日利用)については、食事は1食提供することを原則とし、通所型(短時間利用)については、食事の提供は行わないものとする。

なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間及び退所時間は、委託事業者が決定することができるものとする。

- (2) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)(以下「利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)」という。)を住所地の区地域支えあい課に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、生活保護法の規定による被保護世帯(以下「生活保護世帯」という。)及び当該年度(4月から6月に申請する場合は前年度)の市民税が非課税の世帯(以下「市民税非課税世帯」という。)に属する場合は、その旨を証明する書類を提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を本人の同意を得て市民税課税台帳等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

なお、本事業における市民税非課税世帯の世帯員は、申請者及び配偶者とする。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長がやむを得ない事情があると認める場合は、利用を開始した後に利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)を提出することができる。
- 4 申請者は、第1項から第3項までの規定による申請及び必要書類の提出について、書面による方法のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

(利用の承認及び調整)

- 第8条 区地域支えあい課長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請者の世帯の状況等を確認した上で、利用の承認又は不承認を決定するものとする。決定を行ったときには、広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)利用承認通知書(第2号様式)又は広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)利用不承認通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、原則自ら産科医療機関等に連絡し、利用調整を行う。
  - 3 区地域支えあい課長は、利用者のうち、特定妊婦等支援が必要な者について、広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)受入依頼書(第4号様式)に利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)及び広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)利用承認通知書(第2号様式)の写しを添えて、速やかに委託事業者に依頼するものとする。
  - 4 区地域支えあい課長は、産科医療機関等が出産退院後において産後の支援が特に必要と認めた場合は、産婦指導連絡票の提出を求めることができる。
  - 5 委託事業者は、事前に利用者に対し、利用に係る説明及び必要な調整等を行わなければならない。

(自己負担額)

- 第9条 利用者は世帯区分に応じて、別表1に定める額を負担しなければならない。
- 2 前項に規定する自己負担額は、利用終了時に委託事業者に対して直接支払うものとする。
  - 3 利用の際に発生する食事、寝具、光熱水費、消毒、洗濯以外の必要経費については、委託事業者が別途実費徴収するものとする。

(利用日時の変更又は中止)

- 第10条 利用者は、日程を変更又は中止する場合は、該当利用日の前々日の午後5時までに、利用者から委託事業者に連絡しなければならない。当該連絡を受けた委託事業者は、必要に応じて、区地域支えあい課にその旨を連絡するものとする。
- 2 前項に規定する期限を過ぎて利用日の変更又は中止をする旨の連絡をした場合、又は、連絡をすることなく利用を中止した場合、利用者は別表2に定める額を委託事業者に対して直接支払わなければならない。
- ただし、地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものでない事由により連絡できなくなった場合については、この限りではない。

(利用内容の変更)

- 第11条 利用者は、第8条第1項の規定により承認を受けた内容の変更を求める場合は、広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)利用内容変更申請(届出)書(第5号様式)を区地域支えあい課に提出しなければならない。
- 2 区地域支えあい課長は、第1項の規定に基づく申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、申請の承認又は不承認を決定するものとする。
  - 3 区地域支えあい課は、前項の規定に基づく承認の決定を行った場合は、利用者に広島市産後ケア

事業（宿泊型・通所型）利用内容変更承認通知書（第6号様式）（以下「利用内容変更承認通知書（第6号様式）」という。）により通知するものとし、不承認の決定を行った場合は、利用者に広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）利用内容変更不承認通知書（第7号様式）により通知する。

- 4 区地域支えあい課長は、特定妊婦等支援が必要な者については、第2項の規定に基づく決定について、委託事業者に広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）利用内容変更通知書（第8号様式）により通知する。

#### （実施結果の報告）

第12条 委託事業者は、利用終了後広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施報告書（第9号様式）を作成し、区地域支えあい課に提出するものとする。

- 2 委託事業者は、本事業の利用終了後も継続的に支援が必要な利用者について、区地域支えあい課と情報交換を行う等連携するものとする。

#### （費用）

第13条 本事業の提供に要する1日当たりの費用は、別表3に定める額とする。

- 2 委託料は、別表3に定める額から第9条に定める自己負担額を控除した額とし、本事業の利用に係る乳児が多胎の場合は、その額に、2人目以上の乳児1人につき別表4に定める額を加算する。
- 3 本事業の利用に係る母親が特定妊婦の場合は、特定妊婦1人につき別表5に定める額を加算する。
- 4 本事業の利用に係る乳児の兄姉を受け入れた場合又は生後4か月以降の児を受け入れた場合、1日につき別表6に定める額を加算する。なお、同日に宿泊型、通所型両方において兄姉や生後4か月以降の児を受け入れた場合、別表6に定める額のうち、宿泊型の額を加算する。
- 5 宿泊型において、夜間に産後ケアに係る職員を2人以上配置した場合、1日につき別表7に定める額を加算する。なお、委託事業者は従事報告書（第10号様式）を作成のうえ、委託料の請求と併せて、こども青少年支援部に提出するものとする。

#### （委託料の請求）

第14条 委託事業者は、本事業の委託料の請求について、広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）月別利用報告書（第11号様式）及び広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託料請求書（第12号様式）を作成し、市長に請求するものとする。

#### （委託料の支払）

第15条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

#### （研修の実施）

第16条 委託事業者は、本事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めるものとする。

#### （帳簿類の整備等）

第17条 委託事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

- 2 市長は、委託事業者に対し、帳票類等の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び破棄)

第18条 帳票類は5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第19条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、委託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 本事業を実施するに当たっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令等を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。委託契約が終了した後においても同様とする。

(委任規定)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年10月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表1の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る自己負担額について適用し、同日前の利用に係る自己負担額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表2の規定は、令和6年10月1日以後の利用日に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用日に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る対象者について適用し、同日前の対象者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第1項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第8条第1項の規定は、令和7年4月1日以降の利用の承認及び調整について適用し、同日前の利用の承認及び調整については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第8条第1項及び第2項の規定は、令和7年4月1日以降の通知について適用し、同日前の通知については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第11条第1項及び第2項、第4項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る書類の提出及び通知について適用し、同日前の申請に係る書類の提出及び通知については、なお従前の例による。
- 7 改正後の第12条第1項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 8 改正後の第13条第3項及び第4項、第5項の規定は、令和7年4月1日以降の利用に係る費用について適用し、同日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。
- 9 改正後の第14条の規定は、令和7年4月1日以後の請求に係る書類の提出について適用し、同日前の請求に係る書類の提出については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 第9条関係

サービス種別	世帯種別	世帯区分	自己負担額
宿泊型	市民税課税世帯	1	1日につき 5,568円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	2	0円
通所型 (1日利用)	市民税課税世帯	1	1日につき 3,409円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	2	0円
通所型 (短時間利用)	市民税課税世帯	1	1日につき 2,200円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	2	0円

(別表2) 第10条関係

利用者の都合により利用変更・中止された場合の利用者負担額		
利用日の前々日の午後5時までに利用変更・中止の連絡があった場合	宿泊型	0円
	通所型(1日利用)	0円
	通所型(短時間利用)	0円
利用日の前々日の午後5時までに連絡がなく、利用変更・中止した場合	宿泊型	5,568円
	通所型(1日利用)	3,409円
	通所型(短時間利用)	2,200円

(別表3) 第13条関係

サービス種別	費用
宿泊型	1日につき 28,464円
通所型(1日利用)	1日につき 14,672円
通所型(短時間利用)	1日につき 9,426円

(別表4) 第13条関係

サービス種別	2人目以上の乳児1人につき加算する額
宿泊型	1日につき 3,000円
通所型	1日につき 1,500円

(別表5) 第13条関係

サービス種別	特定妊婦1人につき加算する額
宿泊型	1日につき 3,000円
通所型	1日につき 1,500円

(別表6) 第13条関係

サービス種別	乳児の兄姉又は生後4か月以降の児を受け入れた場合、1日につき加算する額
宿泊型	1日につき 6,000円
通所型	1日につき 3,000円

(別表7) 第13条関係

サービス種別	夜間に産後ケアに係る職員配置を2人以上にした場合、1日つき加算する額
宿泊型	1日につき 8,400円